

益城町まちづくり専門委員会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、益城町まちづくり協議会に関する規則（平成29年益城町規則第20号。以下「規則」という。）第9条に規定するまちづくり専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、町長に報告するものとする。

- (1) 規則第8条第2項に規定するまちづくり提案に関すること。
- (2) 規則第9条に規定する復興まちづくり計画に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めるまちづくりに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名した者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議及び会議の会議録は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、復興整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年6月30日より施行する。

益城町まちづくり協議会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、まちづくり協議会の認定等に関する事項を定め、平成28年熊本地震からの復興に向け、住民と行政が一体となり、各地区の課題を解決するための取組を行い、災害に強い協働のまちづくり（以下「協働のまちづくり」という。）を推進していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民等 町内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者をいう。
- (2) まちづくり 住みよい豊かな地域社会や地域環境をつくるために、地域の住民等と行政が協働で取り組む活動をいう。
- (3) まちづくり協議会 行政区を基本単位とする地域の住民等を構成員とし、地域のまちづくり活動を行い、次条で認定された団体（以下「協議会」という。）をいう。

(認定等)

第3条 町長は、協働のまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した団体で、次の各号に該当するものを協議会として認定するものとする。

- (1) 地域の住民等の賛同を得、設置されていると認められること。
- (2) 構成員は、協議会が活動する範囲の住民等であること。

2 協議会は、同一行政区に複数設置することはできない。

(認定申請)

第4条 前条の規定による認定を受けようとする住民等の団体は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 益城町まちづくり協議会認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 協議会の構成員を示す書類
- (3) 協議会の役員等の名簿
- (4) 協議会の定款、規約、規則等
- (5) 協議会の活動地区を示す図面

(6) その他町長が必要と認める書類

(認定の審査)

第5条 町長は、前条の規定により協議会の認定の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定しなければならない。

2 町長は、第3条の規定により協議会の認定をしたときは、益城町まちづくり協議会認定通知書（別記第2号様式）により、協議会の認定をしなかったときは、益城町まちづくり協議会不承認通知書（別記第3号様式）より、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 協議会は、第4条の規定により提出した申請書又は添付した書類等の記載事項について変更があったときは、速やかに益城町まちづくり協議会変更届出書（別記第4号様式）により変更の内容を町長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第7条 町長は、協議会が次の各号のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 協議会が益城町まちづくり協議会解散届出書（別記第5号様式）により、協議会の解散を届け出たとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったと認めるとき、又はその他協議会として適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により協議会の認定を取り消したときは、速やかに益城町まちづくり協議会認定取消通知書（別記第6号様式）により、その旨を当該協議会に通知するものとする。

(提案の策定)

第8条 協議会は、協働のまちづくりを推進するため、住民等の意見を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

2 協議会は、前項に規定するまちづくり提案を策定し、町長に提出するときは、益城町まちづくり提案書（別記第7号様式）により行わなければならない。

(提案への配慮)

第9条 町は、前条に規定するまちづくり提案をもとに復興まちづくり計画書（以下「計画書」という。）を作成し、協働のまちづくりを推進するための施策を実施す

る。

2 町長は、前項に規定する計画書を作成する場合等は、あらかじめ、益城町まちづくり専門委員会設置要項（平成29年益城町告示第86号）に規定する益城町まちづくり専門委員会の意見を聴くものとする。

（補助等）

第10条 町長は、協議会に対し、活動に要する経費の一部を補助することができる。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。